

健康保険組合等にご加入の事業所様は各健康保険組合にお問い合わせください



協会けんぽご加入の事業所様へ 要治療者への受診勧奨のお願い

健診の結果、治療や精密検査が必要となっても、自覚症状がない、忙しいなどの理由で放置してしまうケースが多くみられます。生活習慣病は、適切な治療を受けることなくそのままにしていると、生活や仕事に大きな支障を及ぼすだけでなく、命にかかわる重大な病気にかかる可能性が高まります。

生活習慣病を放置しておくのは危険!～高血圧・高血糖・脂質異常で解説～

高血糖

血液中にブドウ糖が増え、血管が傷つく

- **糖尿病**の発症
- **糖尿病の三大合併症**
 - 糖尿病性腎症(人工透析)
 - 網膜症(失明)
 - 神経障害(壊疽による足の切断)

高血圧・脂質異常

血管に負荷がかかったり、コレステロールが血管壁にたまったりすることで**動脈硬化**が進む

- **脳卒中**(脳梗塞・脳出血)
 - **心筋梗塞**
- などの重大な病気のリスクがアップ



入院や手術が必要となった場合、**長期休職・退職**など、**事業所の生産性**にも多大な影響を及ぼします。

事業所様への
お願い

「要精密検査」「要治療」となった従業員に受診の案内を

厚生労働省の指針※1では、**一次健診の診断結果に基づき、事業者が再検査等の受診勧奨を行うことが適当**であるとされています。

従業員の皆さまが健康で働き続けるために、事業所から受診を進めましょう。

※1 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(改正 平成29年4月14日健康診断結果措置指針公示第9号)

事業所での具体的な取り組み事例

- 健診結果から有所見者をリストアップ。受診勧奨を行った後、管理監督者である総務部長から該当者へ受診したかどうかの確認を行っている。
- 文書による受診勧奨を行い、報告書に領収書を添付して提出させ、再受診にかかる費用の補助を会社で行っている。なお、未提出者には個別に声掛けを行っている。
- 再受診について就業規則に定めている。
- 就業時間内の受診を可能とする。

**働きかけは
事業主から!** **Point**

働きかけを事業主様が行うことで、従業員皆さまへのメッセージにもなります。

受診勧奨フォーマット・ポスターはこちらから ▶



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院での柔道整復師による治療には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。



健康保険が 使える場合



- 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）で、内科的原因による疾患ではないもの

※骨折、脱臼については、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。



健康保険が 使えない場合

- 疲労や慢性的な要因からくる単なる肩こり、肉体疲労
- 脳疾患後後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 仕事や通勤途中でのけが→労災保険の対象となります

施術を受けるときの4つのポイント



1 負傷の原因を正しく伝えましょう

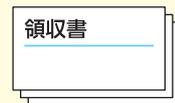
いつ・どこで・何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。

2 療養費支給申請書の内容を確認し、必ず自分で記入しましょう

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求するために必要な書類です。白紙の申請書にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いにつながる恐れがあるため、**傷病名・日数・金額をよく確認し署名**してください。

3 領収書をもらいましょう

整骨院・接骨院では、領収書を無料で発行することが義務付けられています。必ず領収書をもらい、金額などに相違がないか確認しましょう。



4 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても**快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられます**ので、一度医師の診断を受けましょう。



協会けんぽから ご協力をお願い

健康保険で柔道整復師による施術を受けた方に、負傷原因や施術年月日・施術内容をお尋ねする照会文書が届く場合があります。これは請求内容などに誤りがないか確認させていただくためです。ご協力をお願いいたします。

令和5年度被扶養者資格再確認について

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在も**被扶養者資格を満たしているかどうかの確認**を毎年実施しています。

令和5年度につきましては、10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認です。ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細はこちら



●お問い合わせ先 業務グループ TEL:076-431-6155



全国健康保険協会 富山支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama/>

メールマガジン会員募集しています

右の二次元コードから簡単に登録ページにアクセスできます！

※通信料はお客様のご負担となります。



〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

TEL: 076-431-6155 (代表)

協会けんぽ 富山

検索